

平成26年度 第4回太田地域協議会会議録

■日時：平成26年11月7日（金） 午後2時00分～

■会場：太田支所2階 小会議室

■出席委員 8名

伊藤勝良、大信田孝文、柏谷良雄、川原猪利、鈴木栄子、高橋文子、高橋清一郎、根本昇

■欠席委員 8名

石崎尚、小松昌之、小松泉、小柳真理子、高貝恵子、高橋洋、冨木勇、水谷英明

■出席職員

鈴木喜一（支所長）

谷口藤美（市民サービス課長）

佐藤朗（農林建設課長）

安達成年（公民館長）

福原幸二（市民サービス課参事）

黒澤伸朗（市民サービス課副主幹）

山信田恭弘（市民サービス課主席主査）

高橋正人（企画部総合政策課参事）

佐々木英樹（企画部総合政策課副主幹）

■次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 支所長あいさつ

4 説明

・新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更について

5 会議録署名委員の指名

6 協議

・平成26年度地域枠予算執行事業について

7 その他

・太田地域における区域型乗合タクシーの実証運行（案）について

8 閉会

(午後 2 時 00 分開会)

○谷口太田支所市民サービス課長（以下「市民サービス課長」と表記）

それでは皆様定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 4 回目の太田地域協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○高橋太田地域協議会会長（以下「会長」と表記）

昨日などは、霜月 5 月とって小さい夏のような感じでした。そして今日は、このように寒くなっております。寒くなると、東山の方を見て「葉っぱがあそこまで落ちてきたのだな・・・」と感じます。冬囲いなど冬支度をしなければいけないお忙しい中、皆さんこうしてご出席いただきましてありがとうございます。

今日はこの後いろいろと事業と言いますか、会があるようですのでよろしく願いいたします。

○市民サービス課長

ありがとうございました。

続きまして、鈴木支所長があいさつをいたします。

○鈴木太田支所長（以下「支所長」と表記）

それでは、第 4 回の太田地域協議会の開催にあたりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、しかも今日はお寒い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、常日頃から、さまざまな市の事業に対しまして御支援御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、第 29 回国民文化祭も 10 月 4 日から 11 月 3 日までの 1 か月間、県内 25 市町村で 110 事業、また市町村独自の事業を含めるとイベントも広く広げられまして、県内外から多くのご来場者があったと聞いております。入場者数につきましては正式に公表されておりませんが、いずれにしても多くの方々がおいでくださり、それぞれの市町村で行った事業をご覧になっていただけたと感じております。大仙市におきましても皆さんご承知のとおり、市の主催事業が 3 つあります。また、そのほかに県民参加事業といたしまして 3 事業、それから大仙市独自の国民文化祭支援事業ということで 12 の事業、その他応援事業というようなことで実施してまいりました。先日、市長の定例記者会見の際にも全体で 10 万人位の方々が見てくださったというような報告がありました。太田地域におきましても国民文

化祭の応援事業ということで、10月24日から11月3日まで鈴木空如特別展を開催いたしまして、11日間ではございましたが約1,700人ほどのご来場がありました。1日平均では大体150人位ということでございました。遠いところでは鹿児島、神奈川あるいは福井、群馬など他県の方からもたくさんお出でいただきました。ありがとうございます。また、秋はいろいろな事業があり、稔りフェアをはじめ太田では元気にする会主催の太田の秋まつりも終わりました、これから日増しに寒くなりまして、雪も降ってくる時期となりましたが、ご承知のとおり4年連続の大雪ということで冬期間の市民生活に様々な影響を及ぼしてきたところでございます。今年度も大雪という情報も聞かれる中で、市では少子高齢化の進行や厳しい財政状況によりまして、行政だけで雪対策を担っていくということには限界に達してきている状況であります。しかし、我々が雪国で生きていく以上は雪に立ち向かっていかなければなりません。そこで市民の協力というものが大変重要になってまいります。たとえ雪を完全に克服することができなくても、困難であっても、市民の皆さんと行政が協力しながら共に雪に立ち向かっていくという姿勢が必要ではないかと感じております。こうしたことから大仙市では、冬期間においても市民が安全安心に生活することができるまちを築いていこうと雪対策総合計画が9月に策定されました。この計画では、市民の相談を受ける専門部署ということで雪対策推進室の新設、あるいは高齢者世帯の除排雪をする自治会への補助、あるいは要援護者世帯台帳の整備、それから雪捨て場の確保に向けた固定資産税の減免検討などが見込まれております。市民の皆様からも雪対策総合計画の実施に向けましてご支援ご協力を賜りますようお願いしたいと思っております。

本日の地域協議会は、協議案件に入る前に市の企画部総合政策課より大仙市まちづくり計画、いわゆる新市建設計画の変更についての説明をいただく予定でございます。その後に案件といたしまして新たな地域枠予算の実施事業の追加申請1件が出されております。何卒ご承認を賜りますようお願いいたしまして開会のあいさつとさせていただきます。

○市民サービス課長

ありがとうございます。大変申し訳ございませんが、この後、自主防災組織連絡協議会の設立総会を隣の会議室で開くことになっておりまして、支所長はそちらに出席するために中座させていただきます。どうかご了承くださいますようお願いいたします。協議会終了後の防災講習会と行政交流会の方へは支所長も参加させていただきますので皆様よろしくようお願いいたします。

続きまして次第の4番の説明に入りたいと思っております。今回は、先ほど支所長のあいさつの中にもありましたけれども、説明のために市の企画部総合政策課の職員が

出席しておりますのでご紹介いたします。企画部総合政策課の高橋正人参事です。高橋参事は仙北地域の方です。それから佐々木英樹副主幹です。佐々木さんは西仙北地域の出身の方です。それでは早速ですがけれども新市建設計画、大仙市まちづくり計画の変更についての説明に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋総合政策課参事

改めまして総合政策課高橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。本日は新市建設計画の変更について内容の説明をさせていただき、皆様からのご承諾をいただきたいと思ひまして伺わせていただいたところでございます。今回の計画変更につきましては、合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴ひまして、合併特例債の活用の根拠となる新市建設計画の期間も5年間延長するという内容でございます。なお、この新市建設計画は合併前の平成16年4月に策定されたものでありまして、現在の市政運営につきましてはこの計画を引き継いだ大仙市総合計画によって行われている訳ですがけれども、法律上この合併特例債は事前に作られました新市建設計画を根拠とするとなっておりますことから、今回の変更を行うものであります。内容につきましては佐々木班長より詳細の説明をさせていただきます。

○佐々木総合政策課副主幹（以下「佐々木副主幹」と表記）

総合政策課政策調整班の佐々木と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。説明の方は座ってさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今日は新市建設計画の変更について地域協議会の委員の皆様にご説明させていただく時間をいただきましたけれども、新市建設計画、大仙市ではまちづくり計画と言っているものでございますけれども、計画の変更にあたりましては地域協議会の意見を伺うものと地域自治区の設置条例に規定されておりますことから、今回このような機会を設けさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

お手元に7枚物の資料をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。まずは新市建設計画とは何かということであります。今から11年ほど前の平成15年の4月に市町村合併に向けた協議を行うための大曲仙北合併協議会というのが設置されました。この協議会は合併特例法という法律の規定に基づいて設置されたものでありまして、法律ではこの協議会では新市建設計画の作成とその他市町村の合併に関する協議を行うとされております。この新市建設計画では、この資料の1のカッコ1に記載のとおり、合併後の大仙市のまちづくりについての基本方針を定めこれに基づく建設計画を策定して8市町村の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示したものでございます。つまり合併後の将来ビジョンというものでありま

して、それから1年後の平成16年の4月に開催された第13回目の合併協議会で最終的に決定されております。この建設計画の構成内容でありますけれども、合併特例法の規定によりまして新市を建設していくための基本方針、基本方針実現のための施策や主要事業、公共施設の適正配置と整備、財政計画、これらを中心に内容が構成されております。計画の期間は合併後の平成17年度から平成26年度、今年度末までの10年間としております。

次にカッコ4として大仙市総合計画との関連性ということで記載しております。総合計画とは総合的かつ計画的な行政運営のために合併後の大仙市において策定した基本構想、基本計画及び実施計画これら3つのことをまとめて大仙市総合計画とこのように呼ばれているものであります。地方自治の基本を定めました地方自治法では、当時市町村が総合計画を定めることが義務付けされておりました。このことから、合併後大仙市総合計画の策定に取り掛かりまして平成18年3月に計画期間が平成18年度から27年度までの10年間に渡る総合計画の策定をしております。合併前に策定しました新市建設計画との関係ですけれども、資料にも記載しておりますとおり大仙市総合計画が確定されるまでは建設計画をベースにまちづくりを展開し、大仙市総合計画の内容は建設計画の内容を引き継ぐこととすることから、新市建設計画の内容を引き継ぎこれらの内容を含めた形で改めて合併から1年後に大仙市総合計画を策定したものでございます。現在市の施策はこの総合計画が大元となって実施されておりますけれども、言わば新市建設計画は大仙市の設計図として合併後の大仙市が策定した総合計画の基礎となったものでございます。なお、この総合計画ですけれども来年度に策定から10年目の最終年度を迎えることとなります。平成23年8月の地方自治法の改正によりまして総合計画策定の法律上の義務付けは無くなりましたけれども、今後も市政運営の基本方針として総合計画は策定するとの考えから平成28年度からの第2次の総合計画の策定に向けた準備を総合政策課の方では進めているところでございます。

カッコ5にあります合併特例債であります。これは合併した市町村への国からの財政支援のひとつでございます。財政支援として大きいのが国の財源補てんである地方交付税の合併算定換えと言われる制度と、ここに記載してございます合併特例債という制度でございます。ちなみに地方交付税の合併算定換えとは合併特例法の中で規定されているものでありまして、合併から10年間は旧8市町村単位で計算した交付税の合算額を保証しますというものでございまして、11年目となる来年度からは5年間をかけてこの合併算定換えによる増加額分が削減されることとなっております。本題の合併特例債ですけれども、これも合併特例法の中で定められている制度でありまして、合併した市が新市建設計画に基づいて実施する事業の経費に対し、合併から10年の間特例的に認められる市の借金のことでございます。これは対象事業費の95パーセントを合併特例債として賄うことができまして、そ

の後市が支払うべき償還金に対しては国がその70パーセントを負担するという、ほかの借金とは異なりまして非常に市にとっては有利な制度となっております。この合併特例債の制度を踏まえまして次の2ページをご覧ください。

2に計画変更の理由を記載しております。平成23年3月に発生しました東日本大震災を受けまして、その年の8月に地方債の特例に関する法律が成立施行されまして、被災した合併市町村については合併特例債の発行可能期間がこれまでの10年から15年に延長されております。その後国では法律の一部を改正しまして平成24年の6月ですが、被災した合併市町村については合併特例債の発行可能期間を15年からさらに20年に、大仙市のように直接の被害を受けなかった合併市町村についても10年から15年にそれぞれ特例債の発行可能期間が5年間延長されることとなっております。このことを受けまして大仙市でも合併特例債を今後5年間活用するため、活用の根拠となる新市建設計画についても計画期間を5年間延長したいとするものであります。

先ほども申し上げましたとおり、現在新市建設計画は総合計画にその内容を引き継いだものでありますけれども、合併特例債を発行するためには法律上新市建設計画の計画期間を延長する必要があることによるものでございます。合併特例債と言っても借金でありますので、どんどん活用するということには一定の歯止めをかけることは当然でありますけれども、同じ借金をするにしましても合併特例債は元利償還金の7割を国が負担する市にとっては有利な制度でありますことから、これを必要に応じて活用するためには計画変更という手続を事前に済ませておく必要があるものでございます。そこで計画の変更内容について3として記載してございます。

現在総合計画が新市建設計画の内容も含め施行されているということから、新市建設計画についてはこれに掲載されている事業内容などの見直しをすることとはしません、合併特例債発行のために最低限必要な変更のみにしたいと考えております。そこでマル1として計画期間を平成31年度までの5年間延長するという、それからマル2としまして計画には10年間の財政計画というものを載せておりますけれども、これを15年間の財政計画に見直すことの2点でございます。参考としまして次の3枚目から現在の建設計画の該当部分の写しを添付してございます。表紙それから目次が2枚、そして下に3ページと書いているページの上段カッコ3ですけれども計画の期間のところの文言ですけれども、赤でアンダーラインを引いてある箇所が、平成26年度のところを平成31年度に、それから10年間を15年間に変更するというのが1点目の変更でございます。それと次のページの71ページと書いているのが財政計画です。表になっているものですけれども、ここには今年度までの数値が記載してあります。変更後は25年度までを決算額に、26年度を決算見込み額に、27年度から31年度までを現在の

推計額にすると言うのが2点目の変更であります。

以上が新市建設計画の変更の内容であります。どうか委員の皆様にはご理解をいただきましてご承諾をいただきますようお願いをしたいと思います。なお、参考までに計画変更に係る今後のスケジュールですけれども、合併特例法の規定に基づきましてこの後県知事への協議というものがあります。そして市議会での議決を経まして変更後の計画を総務大臣や県知事に送ることとなっております。

説明は以上であります。

○市民サービス課長

ありがとうございました。ただいまの新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更について説明がありましたけれども、委員の皆様から何かご意見やご質問等ありましたらお願いいたします。

○川原委員

川原でございます。

ただいまの説明の中で市の方の総合計画、これが28年度からの10年間ということで、新市建設計画は27年度から5年間延長されるということですが、財政計画のところについて、新市建設計画の方の27年度から31年度の分はまだ出来ていないということでしょうか。

○佐々木副主幹

新市建設計画用の数値は今財政課の方で推計の作業をしているところでございます。確定した数値はまだないのですが案というものはございます。

○市民サービス課長

よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

無いようですので次第4の説明を終わらせていただきます。大変恐縮ですが、ただいま説明いただきましたお二人はこれにてお帰りになられますのでご了承願います。

○市民サービス課長

それでは本日の案件に入りたいと思います。

なお、会議録作成のため、発言の際は、どうか皆様マイクを使用くださるようお願いいたします。本日の協議会は、委員の2分の1以上が出席しておりますので、

本協議会は成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、会議の進行につきましては、条例の規定により、高橋会長にお願いいたします。

○会長

進めて参ります。それでは、次第5の「会議録署名委員の指名」をさせていただきます。

柏谷良雄委員、高橋文子委員にお願いいたします。

それでは早速、次第6の「協議」に入らせていただきたいと思います。

はじめに「平成26年度地域枠予算執行事業について」であります。事務局から、説明をお願いします。

○事務局

「平成26年度地域枠予算執行事業について」配布資料に基づき事務局が説明

- ・横沢ささら獅子頭修繕事業費補助金

○会長

ただいま事務局から「平成26年度地域枠予算執行事業について」説明がありました。質疑応答に入ります。皆さんのほうから質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○大信田孝文委員

大信田です。今説明を聞いて、横沢ささらというのは小学校や中学校の頃よく学校で見た記憶があるのですが、大人になってからは見る機会がなく、いつこのようなものが見られるのかよく分からないまま来ましたが、もう少し地域の人たちに見せる場面と申しますか機会を作っていただければありがたいと思いました。それから、今回修理して何年後くらいに修理が必要になるのか。また、獅子頭というのは全部で何体所有しているのか教えていただきたいと思います。

○安達成年公民館長（以下、「公民館長」と表記）

公民館の安達です。よろしく申し上げます。それでは私の方から、文化財ということで直接的には文化財保護課になる訳ですけれども、公民館の方でも担当しているということでお話しさせていただきます。

太田には横沢ささらと国見ささらとございます。横沢ささらが大仙市の文化財で国見ささらが県の文化財に指定されております。元々は国見地区、横沢地区のそれ

それぞれにある神社に奉納して、お盆の期間や9月頃に集落を回ってお祓いをして歩くというもので、どうしても地域限定となってしまふ部分があります。極端なことを言いますと横沢ささらが長信田に行ってお祓いをして歩くということは考えられないということです。ただ今は地域のお祭りなど、今年は特に国民文化祭ということで県のイベントにも出演しております。ただ後継者の方も通常は仕事を持っている関係で、なかなか日程の都合が合わないということがあります。太田地域でも以前は秋祭りで演舞していただいたりしたことがございましたけれども、やはり後継者、やる人が固定してきていることもありまして仕事の関係で出演していただけないということもありました。今後も都合がつけばどちらのささらも出演はしていただけたらと思いますので、今後も何らかの機会でご披露していただくということも可能かと思えます。以前は公民館でも伝統文化の集いなどで出演していただいたこともありましたけれども、現在はなかなかお互いの都合がつかないということもございます。横沢ささらはこの前、南小学校の学芸会の方に呼ばれまして、この日は都合が付き出演されておりますし、後継者を育てるということで高校生を対象に練習をしているという状況であります。

それから獅子頭は3体ございます。どうしても保存の関係で、太田には収蔵庫というのがありますけれども、保存場所が温度管理や湿度管理などの管理が効かないと10年そこらで、こちらの言葉でいえば老けてくるといいますか劣化することがありまして、衣装などもふくめて10年15年で修繕が必要となるようです。保存会の方でもかなり気を使って保存をしているようですけれども、なかなかその部分は否めない部分ではあります。

よろしいでしょうか。

○会長

よろしいですか。

他にありましたらお願いします。

○根本委員

根本です。

ささらは今説明ありましており県とか市の文化財の指定を受けた中で活動をしていて、今回の獅子頭の補助が6分の5補助となっておりますが全額補助でもおかしくはないのではないかと思ったのですが、資料の中に自己資金という欄がありましたが、運営資金はどこから調達されているのかと感じました。会のメンバーがお金を出し合っているのかは分かりませんがどのような仕組みになっているのか伺いたいと思います。

○公民館長

私の方からお答えします。

内容としましては、町内からの寄付金と町内会費からいただいているという状況のようです。会員が自分たちで会費を払ってというのではなく、横沢地域に伝わるものですから、その地域の方たちから寄付を募るといような形のようです。国見ささらもですが県や市の指定を受けているわけですが、県・市からは維持費や運営費ということではお金は一切受けていない、あくまでも伝統文化を伝えていくという意味での指定ですので、名誉部分のみが与えられ実質的な経費の面では支援を受けていないという状況です。昔、合併前は一部資金面の部分で措置していたことはあるのですが、現在はささらばかりでなく他にも指定を受けている文化財がありますが、いずれもお金は出ておりません。

○会長

他にご質問やご意見はありませんか。ありましたらお願いします。

質問は無いようです。それではこの横沢ささら獅子頭修繕事業費補助金について、地域枠予算事業として承認してもよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

ご異議ないようですので、ご承認いただいたものとします。ありがとうございます。今回、提示された事業につきまして、ご承認いただきました。ありがとうございました。以上で地域枠予算執行予定事業については協議を終わります。

次に次第7の「その他」に入ります。

次第にあります太田地域における区域型乗合タクシーの実証運行(案)について、市民サービス課より説明をお願いします。

○福原市民サービス課参事（以下「市民サービス課」と表記）

市民サービス課の福原です。よろしく申し上げます。私の方からは太田地域における区域型乗合タクシーの実証運行（案）について報告いたします。

昨年の第4回地域協議会の際に太田コミュニティバスの再編について検討中ということで報告しておりましたが、10月の21日に実証運行案について市長協議をしましたので、その内容についてご報告いたします。なお、実証運行案を地域交通活性化再生協議会の承認をえましてから実施されるということになります。それでは資料に基づきまして説明いたします。

はじめに現状と課題ですが、太田コミュニティバスは主に高齢者の移動手段とし

て各集落と太田診療所、中里温泉を結ぶ路線として月曜日から金曜日までの1週間に5日、1日2路線を運行しておりますけれども、利用者から見ますと1週間から1回の運行ということで十分な公共交通の機能を果たしているとは言えず、また、定路線型の運行ですので利用者がいない停留所を経由していかなければいけないという非常に効率が悪い状況となっております。利用者についても多くが高齢者でありまして9月までの上半期の実績を見ますと25年度は719人おりましたが26年度には567人と152人の減となっております。今後ますます減少すると思われま。経費につきましても利用者一人あたりの経費が24年度では4,239円、25年度では5,531円とほかの地域で行っている乗合タクシーの約2倍から3倍の経費がかかっております。このような現状ですので、この対応策としまして2になります。コミュニティバスの運行を終了し、平成27年4月から区域型乗合タクシーの運行を開始することとしております。

現行のコミュニティバスは太田地域全域を10路線に区分しまして運行しておりますけれども、路線型ということで非効率でしたので、現行の停留所を乗降場所として区域型乗合タクシーにより太田地域全体をカバーするというものです。運行内容ですがマル1の運行区域です。

次の別紙1の図面を見ていただきたいと思ひます。太田地域の公共施設ですけれども、太田地域の中心に集中しておりますので、そこを中心としまして赤線で区分した右側が上太田地区としまして4つの区域に区分します。はじめに1として永代・川口区域、2が太田・今泉区域、3太田・小神成区域、4齊内区域と区分します。そして左側を下太田地区としまして5横沢・三本扇区域、6中里・駒場区域、7国見若泉区域、8国見扇畑区域の4つに区分しまして、太田全域を8つのエリアに分けて乗合タクシーを運行することとしております。図面のマルで囲んだ数字が現在のコミュニティバスの停留所で、これを乗合タクシーの乗降場所として利用者の予約を取りまとめて運行するというものです。各区域の乗降場所につきましては中心地から約5キロ以内の同心円内にありまして、停留所名につきましては図面の裏側に記載されております。

次にマル2の運行日ですけれども、現在のコミュニティバスは土日は運休ということになっておりますけれども、太田診療所や中里温泉は土曜日も営業しておりますので月曜日から土曜日の1週間6日の運行を計画しております。時刻表につきましては別表2になります。上太田地域を1業者に、下太田地域を1業者に委託しまして各区域とも1日おきの週3日の運行で1日3往復と計画しております。

次にマル3の運行経費ということで運行业者に支払う経費でございます。各区域の乗降場所が5キロ以内の同心円に位置するということですので、1台の利用料金を1,500円とします。これは一般のタクシーの約4キロの運賃と同程度となります。次に運賃ですけれども、これは乗合タクシーを利用した人が支払う運賃とな

ります。運賃についても比較的短い運行距離となりますので1回300円とします。市で行っております現在の乗り合いタクシーの運賃は1回500円ということですが、太田地域は1回あたりの運行距離が短いということで300円と計画しております。それから割引料金になりますけれども、乗合割引が100円で運賃が200円。免許返納者割引については半額ということで150円。それから免許返納者が乗合した場合は半額と100円割引となり運賃が50円というような計算となります。

マル5の乗降場所ですけれども、これは先ほど申し上げましたとおり既存の停留所が長年定着しておりますので、この停留所を乗合タクシーの乗降場所として活用することとしております。

次に乗合タクシーに移行した場合の市の負担額の見込みですけれども、現在のコミュニティバスは1日当りの委託費が3,6750円、これは利用者が無くてもかかる経費となっていました。それから運賃収入を差し引きますと年間約850万円でありました。乗合タクシーについては利用者が25年の1.5倍に増えたとし2,400人が利用すると試算すると年間約180万円程度となる見込みです。乗合タクシーについては予約制ですので予約の無い停留所は停車しないこととなりますので経費の面でもメリットがあると考えています。今後はこの乗合タクシーが定着しまして利用者が増えたとしても200万円から300万円くらいと思っております。

次に3の期待される効果ですけれども、マル1に利用しやすい交通システムの実施により地域住民の移動手段を確保することができます。今までは1週間に1日、1日1往復から、1週間に3日、1日3往復の利用ができますので、利用しやすい交通システムとなります。マル2として予約制であるため無駄のない効率的な運行となり市負担額が削減されることとなります。区域内の予約のある乗降場所を通過するということですので効率的な運行となり利用した回数だけの運行経費の支払いとなりますので市負担額が削減されるということとなります。それからマル3の新たな区域型乗合タクシーを実証運行し検証することで他地域で実施している乗合タクシーの運行見直しなどにも繋がるものです。現在他の地域で行っております乗合タクシーは路線バスの廃止に伴う代替え交通システムということで路線型の乗合タクシーの運行ですけれども、区域型にすることによりまして、より広範囲な利用者に対応できるということとなります。

今後のスケジュールですけれども10月に市長協議を終わっております。11月にハイヤー協会との意見交換会を行いまして、そこで運行内容を提示しまして事業者の選定依頼をいたします。実際に運行するタクシー会社につきましては協会の方から選定されることとなります。12月地域公共交通活性化再編協議会の承認を得たいと考えております。そして27年の1月2月に住民に対し周知をしまして4月

から運行開始したいと思っております。

太田地域で乗合タクシーを実施するのは初めてですので乗合タクシーの利用の仕方について簡単に説明します。別表3をご覧ください。乗合タクシーの利用の仕方ですけれども、乗合タクシーを利用の際は事前に登録が必要です。太田支所の市民サービス課それから太田診療所、中里温泉に登録用紙を準備しまして登録受付をします。後日登録証を送付します。予約は、希望する便の30分前までにタクシー会社に電話で予約をします。運行は1日3往復ありますけれども希望する便の30分前までに「どこからどこまで乗る」ということをタクシー会社の方へ伝えていただくということになります。注意点としましては一般のタクシー利用者と区別するために乗合タクシーの利用であることを伝えていただく必要があります。また、利用者証に記載されている登録番号と氏名を伝えていただきます。希望する便の時間、それから乗降場所などを伝えます。往路便利用の際に帰りの復路の利用についての予約も可能です。一回の予約電話で複数の利用者がある場合は利用者の人数もお知らせください。次に手順3になりますが予約した乗降場所でタクシーを待っていただくこととなります。乗合タクシーは遠い乗降場所から順に利用者を載せて行くこととなりますので予約状況によっては若干到着時間が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。手順4になりますが、タクシーから降りるときに利用料金を支払っていただくこととなります。片道1回の利用で一人300円となります。ただし搭乗する未就学児については一人目が無料、二人目以降は通常の利用料金となります。乗合割引ですけれども1台に二人以上が乗り合う場合は、1人当たりの利用料金が100円割引となり200円となります。帰りの便の利用についても希望する便の30分前までタクシー会社に予約が必要です。以上が乗合タクシーの簡単な説明ですけれども、免許返納者の優遇制度につきましてはこれまでどおりですので説明ははぶかせていただきます。以上が市長協議の内容です。先ほども申し上げましたけれども、この内容をタクシー会社に説明いたしまして運行する事業所を決めていただくこととなります。そして再生協議会の承認を得まして4月から実証運行することとなります。以上です。

○会長

ただいま太田地域における区域型乗合タクシーの実証運行（案）について説明がありました。皆さんの方から何かご質問などありませんか。

○大信田委員

大信田です。

今の説明の中で、いわゆるタクシーの利用は単独の利用もあるし複数での利用もあると思いますけれども、例えば支所、診療所、中里温泉などが終点になるという

ことですが、部落間と言いますか途中のバス停で降りるということも可能ということですか。

○市民サービス課

運行区域内の停留所であれば必ずしも終点でなくても乗降可能です。

○大信田委員

分かりました。あと、今説明のあった部分とは離れるかもしれませんが、今の羽後交通の運行するバス路線の将来について何か情報があればお聞きしたいと思います。

○市民サービス課

長信田線の路線バスにつきましては、本年度で県の補助が終了します。来年度からは市で委託して運行する予定としております。利用時間、停留所につきましては現行のままとする予定です。料金につきましては職員が乗り込み調査をいたしまして利用者からの意見などをお聞きしたことがありましたけれども、料金については妥当だというお話でした。今後市で運営するにあたりましては現在より2割ほど割引した料金で運行する予定としております。一番は学生が利用する定期料金ですが、これは少し高いという意見がありまして、そこは半分程度にしたいということで進めております。

○大信田委員

分かりました。何年か前は廃止の方向という噂もありましたし、太田地域内の公共交通という意味では乗合タクシーは威力を発揮するとおもいますが、大仙市の中心である大曲に向かうという手段も心配だったので質問しました。良く分かりました。

○市民サービス課

乗合タクシーと長信田線と診療所などで乗り継ぎできるようにしたいと考えておりまして、それも市営になりますと運行時間なども自由に設定できますので併せて検討していきたいと思っております。

○会長

他にご質問などありませんか。

○大信田委員

中仙地域でも乗合タクシーを運行しております。中仙の人から聞いた話ですが、乗降場所が決まっているわけですが、例えば自宅からバス停まで距離が遠い場合、バス停に行くのが大変な高齢者が居て、なかなか利用できないといったことがあるようです。自宅玄関前までタクシーが出向けばいいのですが、その辺は将来的にクリアしていかないといけないと思うのですがどうお考えでしょうか。

○市民サービス課

太田地域では停留所が大体500メートルくらいで設置されております。バス停まで行くのが大変だということがあると思いますけれども、今実施しようとしております乗合タクシーが定着してくれば誰がどこから乗るといのが分かってくるので、そうなれば自宅まで行くフルデマンドと言うのでしょうか、そういうことも将来的には検討していきたいと思っております。ただ、一般のタクシーとは区分する必要がありますので、例えば利用時間が決まっているとか何か条件を付けることになるとは思いますが検討していきたいと思っております。

○柏谷委員

バス路線内であれば手を挙げて乗車するという事は出来ないですか。

○市民サービス課

それは出来ません。あくまでも予約をしてバス停で待ってもらうこととなります。頻りに利用する人がバス停に向かっている利用者を運転手が見つけて途中で乗せるなどはあるかも知れません。

○会長

他にありますか。

無いようです。それでは事務局の方から何かありますか。

○事務局

本日出席いただきました委員の皆さんに封筒をお渡ししております。こちらは、来月6日、土曜日になりますが、26年度の地域協議会委員全体研修会のご案内となります。

今年は、中仙市民会館ドンパルにおいて尾花沢市から講師を迎えまして「協働で取り組む雪に負けないまちづくり」と題しまして、基調講演と事例紹介、パネルディスカッションを開催いたします。皆さんご多忙のところとは思いますが、たくさんのご出席をお願いいたします。お渡しした封筒の中に、開催要綱と出欠報告書も同封させていただいておりますので、ご連絡いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○会長

26年度の地域協議会全体の研修ということですので、どうか皆さん時間を取っていただいて皆さんの出席をお願いしたいと思います。せっかくの機会ですので皆さんの参加をお願いいたします。

皆さんの方からは何かありますか。

無いようですので、本日の協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○市民サービス課長

それではこれを持ちまして本日の第4回地域協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(午後3時16分閉会)

会議録署名委員

柏谷 良雄

高橋 文子